

【一般災害対策編】

第IV編 一般災害復旧・復興計画

## 第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画

### 第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興の基本方針

□各課

#### 【基本方針】

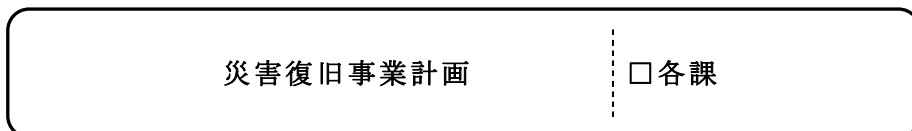
東日本大震災は、地震と大津波による広域かつ大規模な激甚災害となった。このような大規模な災害が発生した場合には、多大な人命はもとより、膨大な財産や社会資本を失うことも十分想定される。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建と地域社会の再構築である。そのため市は被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、国や県等の関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- 1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す。更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すことについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

## 第2章 災害復旧事業の推進

### 第1節 災害復旧事業計画



#### 【基本方針】

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図るとともに、県等が実施する事業等に関して市は積極的に協力する。

#### 1. 公共土木施設災害復旧事業計画

- 1) 河川、海岸、砂防設備、治山施設、道路、橋梁、港湾、漁港について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより災害の再発生を防止する。
- 2) 豪雨や地震等に伴う地盤の緩みや施設の損傷などにより、土砂災害や浸水の危険性が高まっている箇所や区域については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り警戒避難体制の早期構築や土砂災害防止対策を行うものとする。

#### 2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

- 1) 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。
- 2) 災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、災害の再発生の防止に努めるものとする。
- 3) 事業主体は、原則として市、土地改良区、農業協同組合、森林組合等であるが、必要に応じ復旧事業の推進について県等の技術的指導を受ける。
- 4) 被害の規模が大きく、復旧について市事業範囲をはるかに超える場合や、復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工するよう要請する。

### 3. 都市施設災害復旧事業計画

- 1) 下水道、公園、街路及び都市排水施設等の都市施設が災害を受けた場合や、人家、工場等の集落地が土砂の流入、崩落等により堆積土砂の災害を受けた場合において、災害復旧や堆積土砂の除去等を速やかに行うことによって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。
- 2) 復旧にあたっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を図る。

### 4. 公営住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設または補修を進める。

### 5. 公共文教施設災害復旧事業計画

- 1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な教育施設等の復旧を促進する。
- 2) 災害の再発生防止のため、原因を検討し、建築物の不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

### 6. 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- 2) 災害の再発生防止のため、施設の設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

### 7. 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速かつ的確な復旧計画により早期復旧を図る。

### 8. 公営企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を図る。

### 9. 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を図る。

### 10. ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧を図るとともに、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

### 11. 文化財災害復旧事業計画

文化財は国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

## 第2節 激甚災害の指定



### 【基本方針】

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることとする。

### 1. 激甚災害の指定

#### （1）激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議にはかった上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（平成 12 年 3 月 24 日改正 中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」（平成 12 年 3 月 24 日改正 中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議にはかった上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

#### （2）激甚災害に関する調査報告

市は、市域内で災害が発生した場合には、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

### 2. 激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業(激甚法第3条)

適用事業・法令	財政援助内容
a. 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業。
b. 公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く）。
c. 公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。
d. 公営住宅災害復旧事業	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業。
e. 生活保護施設災害復旧事業	生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条または第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業。
f. 児童福祉施設復旧事業	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により設置された施設の災害復旧事業。
g. 老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法（昭和38年133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。
h. 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条の規定により県または市が設置した身体障がい者更生援護施設の災害復旧事業。
i. 障がい者支援施設・地域活動支援センター等施設災害復旧事業	障がい者自立支援法（平成17年法律第123号）第83条の規定により県または市が設置した障がい者支援施設または障がい福祉サービスの用に供する施設等の災害復旧事業。
j. 婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村または社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む）の災害復旧事業。
k. 感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業。
l. 感染症予防事業	激甚災害のための、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第58条の規定による市の支払に係る感染症予防事業。

(2) 堆積土砂及び湛水排除事業(激甚法第3条)

適用事業・法令	財政援助内容
a. 堆積土砂排除事業	<p>ア. 公共施設の区域内の排除事業</p> <p>激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く）。</p> <p>イ. 公共施設区域外の排除事業</p> <p>激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。</p>
b. 湛水排除事業	<p>激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で市が施行するもの。</p>

(3) 農林水産施設災害復旧事業

【農林水産施設その1】

適用事業・法令	財政援助内容
a. 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）	<p>この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号、以下暫定措置法という。)第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行う。</p>
b. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚法第6条）	<p>激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、補助率を引き上げるとともに、補助対象の範囲を拡大する。</p>
c. 開拓者の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）	<p>開拓者の住宅、農舎や共同利用施設、養殖施設等の災害復旧事業に対し、工事費が13万円以上のものに要する経費につき県が被災者に9/10を下らない率による補助を行う場合、国はその経費の9/10を補助する。</p>

【農林水産施設その2】

適用事業・法令	財政援助内容
a. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う。（激甚法第8条）	7. 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。 1. 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
b. 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）	激甚災害に伴い林業用施設に堆積した土砂の排除費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の2/3を補助することができる。
c. 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助（激甚法第10条）	激甚災害に伴い土地改良区等が施工する湛水の排除事業費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の9/10を補助することができる。
d. 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）	激甚災害に伴い漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の1/3を補助することができる。
e. 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）	激甚災害に伴い県や市、森林組合等が行う森林復旧事業（被害木の伐採・搬出、造林等）に係る経費に対し、国はその経費を補助することができる。 ・ 県が行う事業：事業費の1/2 ・ 県以外が行う事業：県が2/3を下らない率の補助を行う場合に、その経費の3/4

(4) 中小企業に関する特別の助成

適用事業・法令	財政援助内容
a. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）	7. 激甚災害につき災害救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 1. 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80とする。 1. 保証料率を引き下げる。
b. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例（激甚法第13条）	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県はその償還期間を2年を超えない範囲で延長することができる。
c. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、県が3/4を下らない率で補助する場合には予算の範囲内において要する経費の2/3を補助することができる。



(5) その他の財政援助及び助成

適用事業・法令	財政援助内容
a. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）	激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育に関する施設であって政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費及び設備費並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その2/3を補助することができる。
b. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
c. 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）	市が激甚災害のための感染症予防に関して行った支払いについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する支弁割合を引き上げる。
d. 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）	国は、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく貸付金額と、県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額との合計額に相当する金額を県に貸付ける。
e. 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）	県または水防管理団体が水防のために使用した資材に関する費用について、国は予算の範囲内においてその2/3を補助することができる。
f. 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第22条）	<p>ア. 激甚災害により滅失した住宅について、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、公営住宅を建設する場合。</p> <p>イ. 補助率の引き上げ 2/3⇒3/4</p> <p>ウ. 補助対象戸数 滅失戸数の3割⇒5割</p>
g. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）	<p>ア. 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債。</p> <p>イ. 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。</p>
h. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）	労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、激甚災害によって就労することができず、賃金を受けることができない状態にある労働者には、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。

## 第3章 被災者等の生活再建等の支援

### 第1節 り災証明の発行

り災証明の発行

□総務課防災危機管理室  
□消防本部

#### 【基本方針】

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。このため、市は被災者の応急的な救済を迅速に行い、早期の地域の復旧と地域社会の安定に資するために、被災者からの問い合わせや相談に対して真摯に向き合い、り災証明の発行について、公平かつ遅滞なくその対応を行うものとする。

#### 1. り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- 1) 全壊、流失、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水
- 2) 火災による全焼、半焼、水損

#### 2. り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についてのり災証明は、消防本部が定める規程に基づき消防長が行う。

#### 3. 被害家屋の判定基準（上記1.の1）に係るもの

り災証明を発行するにあたって家屋の被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府）に基づき、1棟全体で、部位別・表面的に、おおむね1か月以内の状況をもとに行う。詳細は第III編第1章第5節「災害救助法適用計画」に示すとおりである。

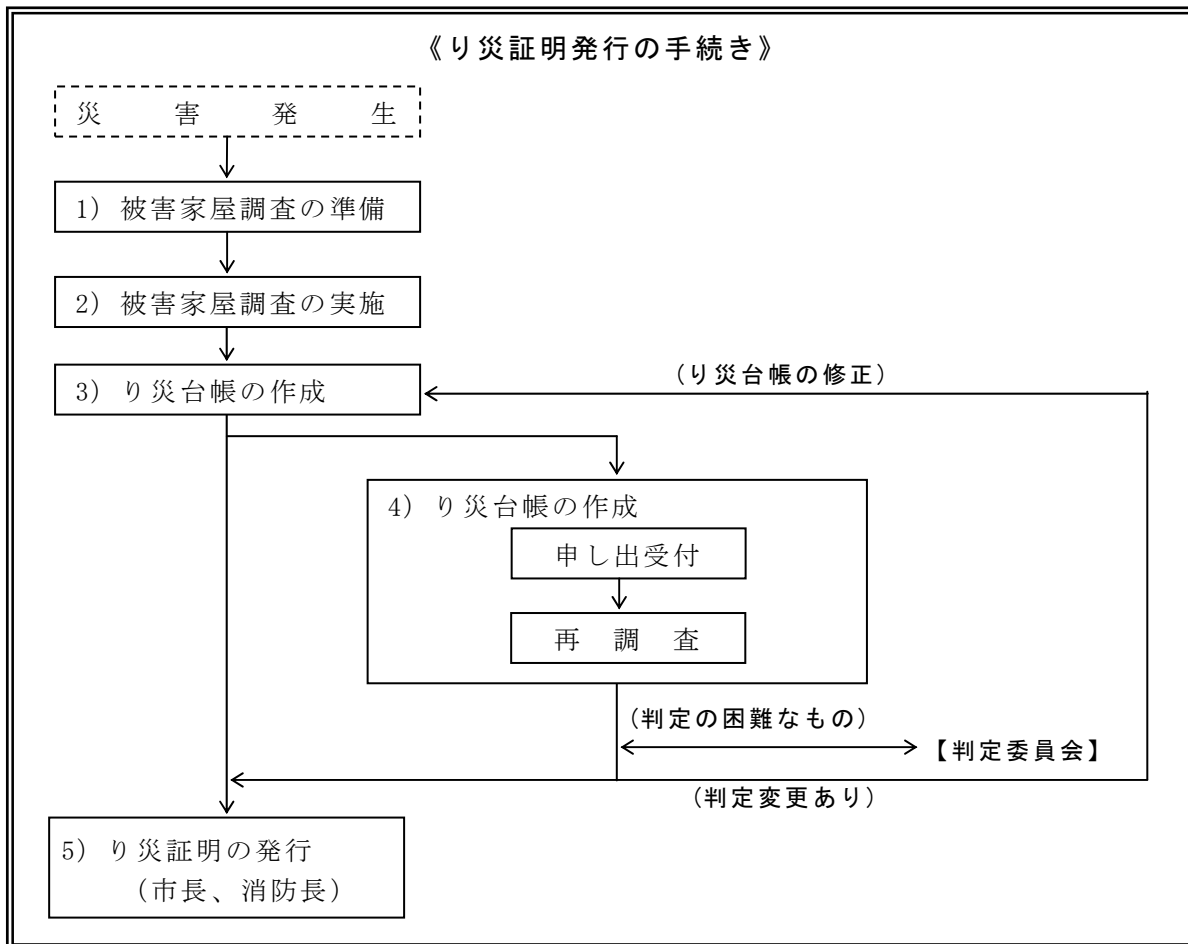
#### 4. り災証明の発行 【資料編\*IV.3.1】

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に

\*資料IV.3.1「り災証明書」

定める防災に関する事務の一環として、市長もしくは消防長が確認できる程度の被害について1世帯1枚発行する。

(1) り災証明の発行手続き



(2) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

- 1) 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体並びに災害ボランティア等への協力を要請する。
- 2) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- 3) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両等の手配を行う。

(3) 被害家屋調査の実施

1) 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟毎の内部立入調査により実施する。

(4) り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が最終的に判定する。

(6) り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報誌やホームページ等により被災者への周知を図る。

## 第2節 民生安定計画

第1項	生活相談	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 各課
第2項	女性のための相談	<input type="checkbox"/> 人権政策課 <input type="checkbox"/> 各課
第3項	雇用機会の確保	<input type="checkbox"/> 企業立地課
第4項	義援金品の受付及び配分等	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
第5項	災害弔慰金等の支給	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
第6項	生活資金の確保	<input type="checkbox"/> 地域福祉課
第7項	租税の徴収猶予・減免等	<input type="checkbox"/> 税務課
第8項	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	<input type="checkbox"/> 人権政策課 <input type="checkbox"/> 各課

### 【基本方針】

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が一時的な混乱に陥る可能性がある。こうした混乱を解消し、速やかな災害復旧・復興を図るため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

### 第1項 生活相談

大規模災害時には、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内等に「災害相談窓口」を開設し、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

災害相談窓口は関係各課により編成し、行方不明者等の問合せの受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。さらに、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

また、災害相談窓口では、災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1) 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2) 国や県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では市の対策の

みではなく、総合的な観点での情報提供や必要に応じた的確な窓口への誘導を図る等して丁寧な対応に努める。

## 第2項 女性のための相談

災害により生じた女性特有の問題について、その相談に応じるため、市は次に掲げる処置を講ずる。

- 1) 避難所等において女性特有の問題に関する相談を受けるため窓口を設置する。
- 2) 県が行う電話相談の実施や、県の京築保健福祉環境事務所等と共同し避難所等の必要な場所への女性相談員や保健師の派遣など、女性のための相談について協力する。

## 第3項 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起・更生できるよう、被災地域内の事業所等への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

- 1) 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業あっせんについて、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な対応について、被災者生活再建計画として平常時から確立しておき、災害復旧対応から復興対応へと移行していく際に、遅滞なく雇用対策を推進するように努める。
- 2) 市並びに福岡労働局と県は協力して災害により被災した事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。

## 第4項 義援金品の受付及び配分等

災害時には国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されることから、市はこれらの受入体制を早期に確立する。また、被災者に寄託された義援金品の配分は次により行う。

### 1. 義援金品の受付

市は平常時から、災害時における義援金品の受付等対応策についてあらかじめ検討しておく。また、義援金品の受付にあたり、氏名や住所（匿名を希望する者はその意思を優先する）並びに寄託内容等について台帳としてとりまとめ、義援金品の紛失等が起こらないよう保管や管理について徹底する。

### 2. 義援金品の配分

- 1) 市は、知事または日本赤十字社から配分を委託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得てり災者に遅滞なく配分する。
- 2) 義援金品の配分は、次の基準により義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合はこの基準によらないことができる。

7. 配分基準（配分比）

a. 義援金（※ 半壊半焼世帯を1とする）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	2
半壊半焼世帯	1

b. 義援品（床上浸水世帯を1とする。）

全壊全焼流失世帯	3
半壊半焼世帯	2
床上浸水世帯	1

1. 配分の方法

地域福祉課が対象者等へ配分する。

ウ. 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は次に掲げる者その他義援金品の配分に関し適当と認める者をもって構成する。

- a. 各班長
- b. 副班長
- c. その他班長が選任した者

### 3. 義援金保管場所

市は義援金の保管場所や出納方法等についてあらかじめ検討しておく。また、義援金の保管にあたっては紛失等が発生しないよう金庫の管理や金融機関からの支援を受けるほか、その出納については地域福祉課長、あるいは地域福祉課長が指名する市職員（責任者代理）が立ち会うなど義援金の出し入れの管理を徹底するものとする。

## 第5項 災害弔慰金等の支給

市は条例等の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等を遅滞なく被災者へ支給するものとする。【資料編\*IV.3.2、資料編\*IV.3.3、資料編\*IV.3.4】

\*資料IV.3.2「行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例」

\*資料IV.3.3「行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

### 1. 災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害 (自然災害)	a. 市内で住家が5世帯以上滅失した災害 b. 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 c. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 d. 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	a. 生計維持者 b. その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る）	

### 2. 災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害 (自然災害)	a. 市内で住家が5世帯以上滅失した災害 b. 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 c. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 d. 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	a. 生計維持者 b. その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	a. 両目が失明したもの b. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの c. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの d. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの e. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの f. 両上肢の用を全廃したもの g. 両下肢のひざ関節以上で失ったもの h. 両下肢の用を全廃したもの i. 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

### 3. 災害見舞金の支給

市内における災害（災害救助法による救助の行われる災害を除く。以下「災害」という。）により住宅に被害を受けた者に対し、市は、「災害見舞金支給要綱(昭和59年3月9日)」に基づき災害見舞金を支給する。

《市条例に基づく災害見舞金》	
全焼、全壊もしくは流出	50,000円／世帯
半焼、半壊	20,000円／世帯

\*資料IV.3.4「行橋市災害見舞金支給要綱」



## 第6項 生活資金の確保

災害により住居、家財等に被害を受けた者が生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、県、市及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務について適切かつ迅速に実施する。

市は、平常時から関係機関との連絡体制を確立しておき、発災後においては速やかに被災者の生活再建に向けた支援を開始する。

### 1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

#### (1) 対象となる自然災害

被災者生活再建支援法による支援金の支給対象となる災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- 1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- 2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- 3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- 4) 1)または2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- 5) 1)～3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- 6) 1)もしくは2)の市町村を含む都道府県または3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

※4)～6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

#### (2) 支給対象世帯

- 1) 住宅が全壊した世帯
- 2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

#### (3) 支給条件

##### 1) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、以下の2つの支援金の合計額が支給される。なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4となる。

7. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (上記1)に該当)	解体 (上記2)に該当)	長期避難 (上記3)に該当)	大規模半壊 (上記4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

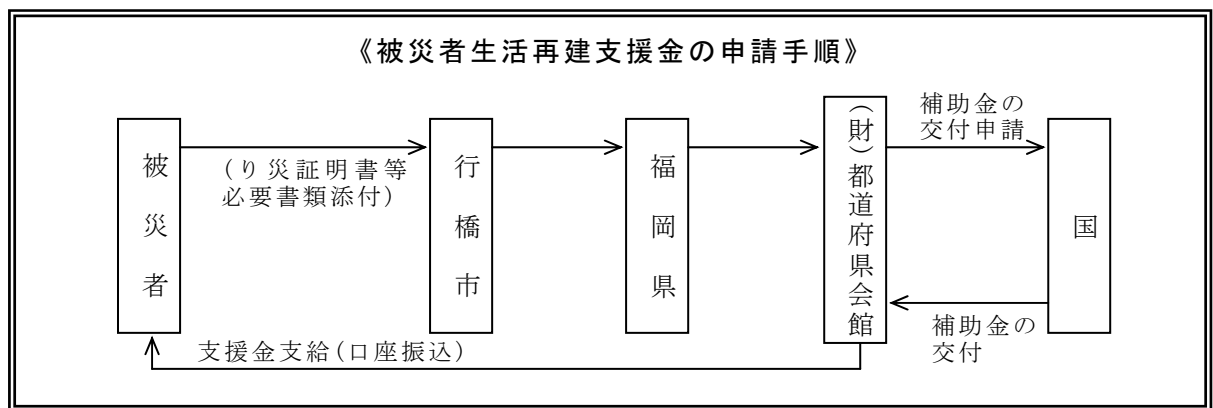
4. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200(または100)万円

(4) 申請手続き

支給申請は被災者が市に行き、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめの上県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県会館に提出する。



**2. 生活福祉資金の貸付**

生活福祉資金は、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長・促進を目的として、災害救助法の適用に至らない程度の災害等により負傷し、または住居・家財等に被害を受けた低所得世帯のため、県が貸し付ける資金である。なお、申し込みは市社会福祉協議会が窓口になっている。

**《生活福祉資金貸付の対象者》**

**【低所得世帯】**  
資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市民税非課税程度)。

**【障がい者世帯】**  
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障がい者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む)の属する世帯。

**【高齢者世帯】**  
65歳以上の高齢者の属する世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者等)。

### 3. 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷し、または住居もしくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対しては、市が条例等に定めるところにより、生活の立て直しに必要な資金を無利子もしくは低利率にて被災者へ貸付ける。

本制度の詳細については、本編第4章第1節第1項に示すとおりである。

### 4. 母子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び寡婦福祉法」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭や寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子寡婦資金の貸付を行う。

#### 《母子寡婦福祉資金貸付の概要》

- a. 対象資金：住宅資金
- b. 対象者：母子家庭の母または寡婦
- c. 貸付限度：150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
- d. 償還期間：6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)

## 第7項 租税の徴収猶予・減免等

市は、被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類提出に関する期限延長・徴収猶予等について、市が定める条例等の規定に基づいて実施する。また、あわせてこれらの猶予・減免措置を行う場合においては、広報誌やホームページ等で内容の周知を徹底し、税の徴収について不公平感をなくすよう努める。

### 1. 市税等の徴収猶予・減免措置【資料編\*Ⅳ.3.5、資料編\*Ⅳ.3.6、資料編\*Ⅳ.3.7】

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

#### (1) 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長する。

#### (2) 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付または納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる(地方税法第15条)。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

\*資料Ⅳ.3.5「行橋市市民税減免取扱規則」

\*資料Ⅳ.3.6「災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則」

\*資料Ⅳ.3.7「災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則」

(3) 固定資産税の減免

災害により自己の所有する土地、家屋または償却資産につき生じた損害金額が、その土地、家屋または償却資産の価額の10分の2以上となる場合、当該年度分の固定資産税(災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く)の額を軽減しまたは減免する。

(4) 国民健康保険税の減免

当該年度において、天災地変等によって生活が著しく困難となり、当該年度内にその回復の見込みがない場合、当該納税者(世帯主)の申請によって国民健康保険税(災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く)を軽減しまたは減免する。

## 2. 県税の減免等の措置

市は、住民が災害により被災した場合には、県の税務部署などと密に連絡しつつ、次のような県税の減免などの措置があることについて、その制度や内容を広く周知し、被災地の復興と住民の生活基盤の安定に資するよう努めるものとする。

(1) 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

県は、財産に被害を受けた納税義務者等が申告、申請、請求その他の書類の提出または納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められたときは、その者の申請に基づき、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。

(2) 被災者に対する県税の徴収猶予

県は、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められたときは、その者の申請に基づき、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限りその徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 被災者に対する県税の減免

県は、納税者が災害により著しく資力を喪失して納税困難のため必要があると認められたときは、その者の申請に基づき、県税を減免する。また、特別徴収義務者が災害により徴収不能などであると認める場合には、その者の申請に基づき、納入義務などの免除を行う。なお、個人県民税については、市が個人市町村民税を減免した場合においては、その取扱いに準じて減免する。

1) 個人事業税

事業用資産等を被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

2) 不動産取得税

災害により家屋が滅失または損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋の取得について減免する。

3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

4) 軽油引取税

災害により軽油の代金及び軽油引取税を受け取ることができなくなった場合また

は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

5) 産業廃棄物税

産業廃棄物の焼却処理または埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税を受け取ることができなくなった場合または徴収した産業廃棄物税額を失った場合、その納入の義務を免除する。

(4) 滞納処分の執行の停止等

滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

### 3. 国税の減免措置

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

1) 申告等の期限の延長

2) 徴収猶予

ア. 納期限未到来の場合の徴収猶予

イ. 通常の場合の徴収猶予

ウ. 災害減免法に基づく徴収猶予等

3) 減免措置

## 第8項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

インターネットによる情報提供、風評被害対策用リーフレットの作成、車内吊り広告、テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映、広報誌への掲載、講演会の開催など。

## 第3節 郵便事業特例措置

郵便事業特例措置

□日本郵便株式会社

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は災害の態様及び公衆の被災状況等の被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。市は、日本郵便株式会社が実施する災害特別事務の内容や援護対策について、被災した住民をはじめとして、市民に対し広報並びに特例措置に関する内容周知を図るよう努める。

### 1. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、行橋郵便局長は被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用物品を内容とする「小包郵便物」及び救助用・見舞用「現金書留郵便物」の料金免除を実施する。

### 2. 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

### 3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取り扱い場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

### 4. お年玉付郵便葉書寄付金の配分

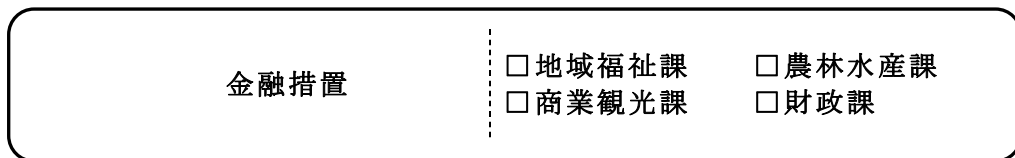
被災者の救助を行う団体が、被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書寄付金を配分する。

### 5. 利用の制限及び業務の停止

日本郵便株式会社は、重要な郵便物の送達の確保や交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便業務の一部を停止することがある。市は、これらの業務状況を市民に対し、広報誌やホームページ等を通じて周知する。

## 第4章 経済復興の支援

### 第1節 金融措置



阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な災害では、被災して死傷した者だけでなく、災害からかろうじて生命、身体を守れた者でさえも、建物倒壊や火災延焼あるいは大津波等により、今まで蓄えていた財産や資産を一瞬で失ってしまい、生活再建に対する気力や活力をなくしてしまうという状況が生じている。現に、大規模な災害後に、自らの将来を悲観し命を絶った者も多数おり、地域の復旧・復興はこうした被災者がいかに災害渦から精神的に立ち直り、日々の生活を活力あるものとするかにかかっている。

市は、地域が災害により大きく被災した場合を常に想定して、平常時から被災後における地域の経済復興のあり方等をあらかじめ検討しておくとともに、被災した場合には地域の復旧・復興を早期に進めていくため、次のような経済復興に向けた金融支援などについて関係機関と連携して推進していくものとする。

#### 1. 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、または住居若しくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。これらの資金貸付けの財源については、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 をそれぞれの市町村に無利子で貸し付けることとなっている。

なお、災害援護資金貸付の概要は次の表のとおりであり、市は平常時からこれらの制度について広報誌やホームページ等を通じ広報を行い、制度の周知に努めるほか、災害時にはこれらの制度の問い合わせや利用に対して迅速に対応する。

《災害援護資金貸付の概要》																
災 害 援 護 資 金	対象災害	自然災害----都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害														
	貸付限度額	1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2) 家財等の損害 ア. 家財の1/3以上の損害 150万円 イ. 住居の半壊 170万円 ウ. 住居の全壊 250万円 エ. 住居の全体が滅失または流出 350万円 3) 1)と2)が重複した場合 ア. 1)と2)のア.の重複 250万円 イ. 1)と2)のイ.の重複 270万円 ウ. 1)と2)のウ.の重複 350万円 4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア. 2)のイ.の場合 250万円 イ. 2)のウ.の場合 350万円 ウ. 3)のイ.の場合 350万円														
	貸付条件	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(世帯人員) (市民税における総所得金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>(一人増す毎に730万円に30万円を加えた額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。</td> </tr> </tbody> </table> 利率 年3% (据置期間は無利子) 据置期間 3年 (特別の事情のある場合は5年) 償還機関 10年 (据置期間を含む) 償還方法 年賦または半年賦	(世帯人員) (市民税における総所得金額)		1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	(一人増す毎に730万円に30万円を加えた額)	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	
(世帯人員) (市民税における総所得金額)																
1人	220万円															
2人	430万円															
3人	620万円															
4人	730万円															
5人以上	(一人増す毎に730万円に30万円を加えた額)															
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。																
	根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)														

## 2. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。市はこれらの制度の活用について住民に広く周知するように努める。

### (1) 農林漁業復興資金

- 1) 天災融資法に基づく災害資金の貸付
- 2) 日本政策金融公庫の「農林水産事業」による復旧資金の貸付

### (2) 中小企業復興資金

組合金庫や金融公庫は、被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

#### 1) 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

#### 2) 日本政策金融公庫の「中小企業事業」による災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対し、所定の条件により災害復旧貸付を行う。



【第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画】

第4章 第1節 金融措置

3) 日本政策金融公庫の「中小企業事業」による措置

被災者に対して、必要であると認められた時は次の措置をとることがある。

ア. 債務者に対して償還期間を延長する。

イ. 新たに借り受ける時は、据置期間や償還期間を延長する。

ウ. 閣議決定により利率を引下げる。

エ. 所定の条件により災害貸付を行う。

## 第2節 流通機能の回復



### 【基本方針】

本市は北九州市とともに福岡県北部地域における重要な交通結節点を形成しており、市域の被災は本市のみにとどまらず周辺地域に大きな影響を与えることが予想される。

東日本大震災でもサプライチェーン（物流や製品供給網）の寸断が被災地域外における経済活動に対して多大な影響を及ぼした。

このため、市は早期に市域における流通機能の回復を図り、被災者の生活の安定の確保と、経済の復興の促進に努める。

### 1. 商品の確保

市及び県は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を災害後の早期に把握し、不足量については、国、他都道府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させるように努める。

### 2. 消費者情報の提供

市及び県は、被災者に対して生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、また広報していくことで消費者の利益を確保するとともに、消費者の災害後の心理的パニックやデマ・風評を防止する。

### 3. 各種市場・取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が、速やかに営業活動や取引事業を再開できるよう相互に連携するとともに、市はこれらの施設、設備の復旧を図るよう助言または指導する。また、各鉄道、道路並びに港湾等管理者は、速やかに自らが管理する施設の復旧作業を行い、物流機能を確保するように努める。

## 第5章 復興計画

復興計画

□総務課防災危機管理室

### 【基本方針】

東日本大震災は東日本地域に甚大な被災跡を残し、復興庁をはじめとする国や都道府県が全力を挙げ、地域とともに復興を推進している。このような大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市、県及び国等の関係機関は、緊密な連携を図りながら、災害の再発生防止とより快適な生活環境の向上を目指し、住民の安全・安心と環境保全等にも配慮した災害に強い防災まちづくりを実施する。

なお、市は復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等の支援法制度を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

### 1. 復興計画作成の体制づくり

災害に強いまちづくりを計画的に進めるため、復興後の早い段階で復興計画を作成する。そのため、復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行のための体制(市と県及び関係機関との連携、国との連携)を整備する。

### 2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者側に立った種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建や地域復興の観点から、防災まちづくりの方向性等についてできるだけ速やかに住民の合意や支援を得るように努めるものとする。

### 3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、住民との対話や合意形成等を行いつつ、諸事業を調整し計画的に復興を進めるものとする。